

電気通信大学学長補佐規程

平成16年 4月 1日

改正

平成22年 4月20日

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人電気通信大学組織規則第12条第2項の規定に基づき、学長補佐に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 学長補佐は、本学の教育研究及び管理運営に関し、学長から特に指示された事項を担当し、その処理に当たるものとする。

(人数)

第3条 学長補佐は、若干人とする。

(選考)

第4条 学長補佐は、本学職員のうちから学長が選考する。

(任期)

第5条 学長補佐の任期は、学長がその都度定める。ただし、指名した学長の任期の終期を超えることはできない。

(雑則)

第6条 この規程に定めるものの他、学長補佐に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月20日から施行し、平成22年4月1日から適用する。